

白 波

一 盜賊異名の成立一

原 卓 志

後漢末中平元（一八四）年、張角を頭目として太平道を唱えた一党が乱を起した。その数、数十万人。皆黄色の巾を付けていたことからこの乱を世に黄巾の乱という。皇甫嵩によって乱は平定せられるが、残党は山西省汾城県の東南、西河の白波谷に拠り、周辺を荒した。これらの賊をその拠点にちなんで白波の賊と呼んだらしい。この事件は後漢書靈帝紀に詳しい。

本邦でも古来この事件は有名であつたようであり、この故事をもつて盜賊を白波（ハクハ）、或いは訓読してシラナミと称している。文安二（一四四五）一三年頃に成立した壺囊抄には次のような記述がある。

盜人ヲ白波ト云ハ何事ソ。後漢孝靈皇帝中平元年、張角ト云者黃天ト名ヲ揚テ、黃ナル巾ヲ蒙ル者卅六万人ヲ相隨テ謀叛ノ巧ムニ、皇甫崇ト云者是ヲ破リス。其餘党共西河ノ白波谷ト云所ニ隠レ居テ、諸国ヨリ上ル財宝ヲ掠メ取リケリ。時ノ人、是ヲ白波賊ト云。此ヨリ始メテ盜人ヲ白波トハ云也。仍和語ニシラナミト云也。凡ハ白波ヲハ海賊ニ用ヒ、綠林ヲハ山賊ニ仕ト云トモ、山立ヲシラナミト云侍ヘリ。（以下略）へ慶長十六年写大東急

記念文庫蔵本卷第一・句読点は私に附した

又、江戸時代に入って滝沢馬琴の燕石雜志卷之四、松屋久重の松屋筆記卷三十七にも次のように説かれている。

○白波、綠林の故事によりて、盜賊をしらなみと唱へ、みどりのはやしといふは、しかるべし。これを真名に白浪と書くときは、その義に称はず、真名には白波と書くべし。又盜賊を、今俗はどろぼうといふ。(以下略) へ有朋堂文庫所収燕石雜志により、ルビは省略する)

○白波綠林 後漢書劉玄伝に新市人王匡王鳳為平_二理諍訟_一、遂推為_三梁師_一、衆數百人、於是諸亡命馬武、王常、成丹等、往從_レ之、共攻_二離鄉_一聚_二藏於綠林中_一、數月間至_二七八千人_一云々、注に、綠林山在今荆州当陽縣東北云々。同書王常伝に、與_二王鳳王匡等_一起_二兵雲杜綠林中_一聚_レ衆數萬人云々。強盜を綠林といふは、この故事によれる也。同書靈帝紀に、中平元年、張角反、皇甫嵩討_レ之、角餘賊在_二西河白波谷_一為_レ盜、時俗号_二白波賊_一云々。また中平四年云々、黃巾餘賊敦_レ大等、起_二於西河白波谷_一、寇_二太原河東_一云々。同書獻帝紀に、冬十月云々、白波賊寇_二河東_一注に、薛瑩書曰黃巾郭泰等、起_二於西河白波谷_一、時謂_レ之白波賊云々。同書趙典伝に、典兄子謙云々、転為_二前將軍_一、遣_レ擊_二白波賊_一有功封_二諍侯_一云々、同書董卓伝に、初靈帝末、黃巾餘党郭太等、起_二西河白波谷_一、転寇_二太原_一遂破_二河東_一百姓流_レ転_二三輔_一、号為_二白波賊_一、衆十餘萬云々。同書南匈奴伝に、單于將_二數千騎_一與_二白波賊_一合_レ兵寇_二河内諸郡_一云々。賊をしら浪といふは、この故事也と云。古今、伊物の、おきつしら浪たつた山とよめるも、必盜の事をよせつと見ゆ。海道記にも、白波綠林の事あり。(以下略) へ国書刊行会明治四十一年発行本による

盜賊の異名である白波(ハクハ・シラナミ)が後漢書における上述の事件を典拠とすることは、これらの書に言うが如く真実であらうと思われる。しかし、白波(ハクハ・シラナミ)が盜賊の異名、つまり、

白波(ハクハ・シラナミ) 〓 盜賊

のようにあらわされる図式として中国において成立つたものであり、それがそのまま本邦に輸入せられたものであるのか、或いは故事だけが本邦に伝えられ、図式そのものは本邦で成立したものであるのかという問題。又、前者であ

るならば、いつ本邦にもたらされたのか。後者であるならば、いつ本邦で成立したのか等、検討せらるべき問題が残されているように思われる。更に、このような検討によって、本邦における異名の系譜を辿る上で何らかの示唆が与えられるのではないかと考えられるのである。本稿はこのような観点に立って、白波（ハクハ・シラナミ）の盜賊異名としての成立を検討してゆく。

二

中国において「白波」|| 「盜賊」の図式が成立していたのか否かを確認する為には、白波の用例を渉猟し、その一々の意味を検討しなければならない。しかし、それを漏れなく為すことは困難であり暇もない。そこで大変本意ではあるが、大漢和辞典、佩文韻府他、手許にある若干の索引類によって検索し得る文献^[1]によって得た結果を報告するに留める。

集めた用例は二種に分類せられる。その一つが固有名詞である。つまり白波谷そのものを示す地名として用いられる。次に掲げる。

(後漢書靈帝紀)

○南單于叛^シ、與^ニ白波^ノ、賊^ト寇^ス河東^ニ、

○黄巾、餘賊郭太等起^リ於^テ西河、白波谷^ニ、寇^ス太原河東^ニ、

(同右獻帝紀)

○楊奉、董承、引^リ白波^ノ師、胡才、李樂、韓暹、及^ヒ匈奴、左賢王、去^リ卑^ヲ率^テ奉迎^シ、與^ニ李傕等^ト戰^ヒ、大^ニ破^ル之^ヲ、

(同右董卓伝)

○黄巾、餘党郭太等、復^シ起^リ於^テ西河、白波谷^ニ、号^シ白波^ト、賊^ト、

(魏志武帝紀注)

○南單于因_レ天下、擾亂_レ與_レ西河、白波、賊、破_レ太原、河内、

(九州春秋)

○張角之反也、黒山、白波、黄龍、左校牛角、五鹿、羝根苦蝮、相繼而起

これらによれば、白波は地名として用いられており、盜賊を表現するには、「白波」+「賊」の形としている。

今一つは普通名詞としての用法であり文字通りの「白い波」の意味で使用せられている。次にいくつかを掲げる。

(劉峻金華山棲志)

○清瀾微響、滴瀝_{シテ}生_レ響。白波、跳沫涵涌_{シテ}成_レ音。

(高適東征賦)

○陵_ニ赤岸之沼遶_リ、棹_ニ白波之紆餘。

(李白詩)

○白波、連_レ山、倒_シ蓬壺、長鯨噴湧不_レ可_レ涉。〈古有所思行〉

○洞庭、白波木葉稀、燕鴻始_テ入_リ、吳雲_ニ飛。〈臨江王節士歌〉

(杜甫詩)

○沱水臨_ニ中座、岷山到_レ北堂。白波吹_テ粉壁、青嶂插_ニ雕梁。〈奉觀嚴鄭公廳事岷山沱江画図十韻〉

これだけの中国文献における用例の検討だけによって結論を下すことはできないが、得られた結果だけからすれば、「白波」盗賊の図式は中国において成立していなかったのではないかと考えられるのである。

甚だ心もとないのではあるが、今は取敢えずこれに基いて論を進めてみようと思う。

中国において「白波」盗賊」の図式であらわされるような盗賊の異名として白波という語が使用せられていないとするならば、本邦において盗賊の異名としての用法が成立したと考えられるのである。

白波の故事が記載された後漢書がいつ本邦に将来せられたものか確かなことはわからないが、続日本紀卷三十、神護景雲三（七六九）年十月甲辰（十日）の条に次のような記述がある。

大宰府言。此府人物殷繁。天下之都会也。子弟之徒。学者稍衆。而府庫但蓄五经。未有三史正本。涉獵之人。其道不広。伏乞。列代諸史。各給一本。伝習管内。以興学業。詔賜史記・漢書・後漢書・三国志・晋書各一部。（新訂増補国史大系本）

これによれば奈良時代には既に後漢書が伝えられており、学習のテキストとして必要な文献の一つに数えられていることがわかる。時代が降って、日本三代実録貞観十二（八七〇）年二月十九日の条には、

善繩以学士左遷周防権守。十年遷文章博士。於大学講范曄後漢書。解积流通。無所淹礙。諸生質疑者皆洮汰累惑。（新訂増補国史大系本）

のような記述があり、更に本朝文粹卷第九所収の紀納言長谷雄作「後漢書竟宴各詠史得龐公」によれば平安時代初期の大学寮において後漢書が盛んに講ぜられたことが知られる。又、日本国見在書目録正史家にも次のように著録されている。

後漢書九十二卷 宋太子詹事 范曄撰 鹿本 マ、マ、百卅卷 范曄本 唐臣賢太 子但志卅卷 梁太 令劉昭注補

このように後漢書は奈良時代には本邦に将来せられ、平安時代初期には大学寮で進講せられているのであるから、白波の故事もその頃には文人達の知る所であったらうと推測せられるのである。

扱て、本邦古辞書に著録せられる白波の例を検すると、字音読の形で登載せられるものと訓読された形で登載せられるものとの二つがある。

〈字音読の例〉

○ 白波ハクハ (色葉字類抄上33オ1・疊字) (白に入声点、波に平声濁音点あり)

○ 緑林山賊キナキ 白波ハクハ 海賊 (頓要集第六十・盜賊部)

○ 一ヒト波ハ盜ヌスビト人ヒト (文明本節用集六八3・態芸門) (波に平声圈点あり)

〈訓読の例〉

○ 白波シラハ 盜ヌスビト (温故知新書一〇1・光彩門)

○ 白波シラハ 盜ヌスビト 人ヒト (伊京集一〇1・人倫門)

○ 白波シラハ 盜ヌスビト 人ヒト (明応五年本節用集一九九5・人倫門)

○ 白波シラハ 山賊ヤマノクサシ 之異名 (運歩色葉集三六七3)

○ 白波シラハ 盜ヌスビト (饅頭屋本節用集一五〇3・人倫門)

○ 白波シラハ 盜ヌスビト 人ヒト (黒本本節用集一七八1・人倫門)

○ 白波シラハ 盜ヌスビト 人ヒト (易林本節用集二〇五1・人倫門) (盜人右傍にヌスビト訓あり)

又、日葡辞書にも訓読の形で著録せられる。

○ Xiranami. シラナミ (白波) 白い波。『また、歌 (Vlas) では盜賊の意に解される。(邦訳日葡辞書)

これだけの古辞書の例だけで論ずるのは早計であるかもしれないが、時代的に古きに位置する古辞書に字音読の形の「ハクハ」が登載せられ、時代の降る古辞書では訓読の形の「シラナミ」が登載せられていると見ることができそうである。確かに、盜賊の故事を有する白波が「白波谷」「白波賊」のように固有名詞の用法として本邦に伝えられ

たとえられる現在、盜賊の異名として「ハクハ」と字音読した形の語が先に使用せられ、その後訓読した形の「シラナミ」が使用せられるに至ったであろうと考えるのが自然である。これら古辞書に記載せられた用例がすなわちその反映であるとはできないが、これから検討を加えるに当って、「ハクハ」と「シラナミ」を別々に取扱う必要を教えてくださいるものであり、更に、「ハクハ」の形が「シラナミ」の形よりも早い時期に盜賊の異名として用いられていたであろうという予想を与えてくれるのである。

四

本邦において字音読された形の「ハクハ」が盜賊の意で用いられる例を検するに、管見に入った中で最も古い例として本朝文粹卷第四所収の大江朝綱作「貞信公辞撰政准三宮等表」に使用せられるものが挙げられる。

況・辺_シ鎮_シ不_レ閑_シ・重_シ門_レ有_レ驚_シ 隴_シ頭_シ秋_シ水_シ白_シ波_シ之_シ音_シ聞_シ・辺_シ城_シ曉_シ雲_シ・緑_シ林_シ之_シ陳_シ不_レ定_シ。(用例は久遠寺蔵本による。仮名を片仮名で、ヲト点を平仮名であらわした。「重」に平声点、「隴」に平声・上声点があり、平声点に合点を附す。)

この表は天慶三(九四〇)年五月廿七日上表せられたものである。文中、白波は同じく盜賊の異名である緑林と対句仕立てで用いられている(緑林の故事については先掲の松屋筆記を参照されたい)。ここに言う白波、緑林とは承平天慶の乱における藤原純友、平将門を指している。

久遠寺蔵本本朝文粹は建治二(一二七六)年の書写奥書を有しており、本文同筆の仮名とヲト点が施されている。この点は、本奥書によれば清原教隆が北条時頼に命ぜられて加点したものである。したがって、音合符を附された白波の例ではあるが、本表制作の天慶三年当時に字音読せられていたのか否かという点に關しては積極的な根拠を得られない。しかし、後世、字音読せられていることと、対句の緑林もやはり音合符が附され後世字音読せられ、天慶三

年当時にあつても「ミドリノハヤシ」の如く訓読せられたとは考えにくいという理由によって、一応字音読せられた例と見做して良いと思われる。

次に拾うことのできる用例は、藤原明衡（九八七—一〇六六）撰雲州往来上巻第二十六状（返状）に見られるものである。

近日^ニ緑^ニ林^ニ陰^ニ繁^ク、白波声^ニ忙^シ、彼^レ是^レ追^テ捕^ルノ事、殿下ノ御気色ヲ蒙^リテ定^メ仰^ス所也（享禄本雲州往来、「白」に入声点、「波」「追」に平声点あり。）

この例も後世享禄の訓点によって字音読せられている。又、盗賊異名の緑林と対句仕立て用いられている点も前例と同様である。したがって、本例も字音読の形での使用例と見ることができらるだろう。

これらの他、用例を拾い得たものを次に掲げる。

○夜半^ニ令^テ帰^ル西^ノ郊^ニ給^フ之^ノ条。甚^ク可^ク為^ル御^ノ煩^ト。非^ズ畜^ノ疲^ト。緑野^ノ之^ノ遙^ト。又^ニ難^ク遁^ル白波^ノ之^ノ恐^ト。（教科書大系所収积氏往来第二十五状）

○所カハラチカケレハ水難モフカク白波ノヲソレモサハカシ（大福光寺本方丈記）

○是去五日夜。群盗入ニ東寺宝蔵。仏舍利道具已下代々宝物等。併盗ニ取^リ之^ヲ。仍同九日。可^ク尋^ク搜^ク件盗人^ノ之^ノ由。被^レ下^ニ宣旨^ヲ於^テ五畿七道^ニ。宣^ス下^ニ状^ト云^フ。

右弁官下 東海道諸國。

応^レ令^テ尋^ク搜^ク盜^ヲ取^リ東寺舍利并道具等^ノ輩^上事

右。今月五日夜。有^リ白波^ノ入^リ東寺^ニ。取^リ舍利^ノ盜^ニ道具^ヲ。舍利者^ハ一代教主^ノ之^ノ遺身。道具者^ハ三国相承^ノ之^ノ靈宝也。（以下省略）

建保四年二月九日

左大史小槻宿祢国宗

權左中弁藤原朝臣

(新訂増補国史大系所収吾妻鏡建保四年二月十九日条)

○多田満仲より下野守義朝にいたるまで七代は、みな諸国の竹符に名をかけ、芸を將軍の弓馬にほどこし、家にあらずして、四海おまもりしに、白波なをこゑたり。

(日本古典文学大系所収曾我物語卷一「惟喬、惟仁の位あらそひの事」)

釈氏往来は仁和寺門跡守覚法親王(一一二〇二年入滅)の手によって院政期末に撰せられたものであり、用例を掲げるに当っては正安四(一一三〇二)年写本、伝世尊寺行俊(一四〇八年薨)筆本を底本とした日本教科書大系所収翻字本文によった。この例も字音読せられたという確証はないが、対句の緑野が字音読せられている所から推して、字音読の例とすることができるだろう。方丈記では諸伝本のうち大福光寺本のみが白波を漢字表記しており、前田家本・三条西家本では「しらなみ」、兼良本・近衛家本では「しら浪」という表記である。したがって、訓読せられた可能性もある。吾妻鏡の例では字音読か訓読かの判断ができないが、仮りに字音読の例に数える。曾我物語では平仮名にて字音読せられた形の「はくは」を表記している。しかし、曾我物語の真名本では当該箇所を「守⁶四海・白浪有⁵声」と表現している。これは、訓読せられた形の「シラナミ」を「白浪」という漢字を用いて表記したものであると考えられる。

次に訓読した形の「シラナミ」の用例を検討してみることとする。

○風ふけばおきつしらなみたつた山よはにや君がひとりこゆらん

(日本古典文学大系所収古今和歌集雑歌下九九四番、同大系所収伊勢物語第二十三段)

○志良奈美遠 徒久志乃支美之 美徒加度尔 徒那久和加牟末 多礼加々止良牟 (口遊・禽獸門)

○かひなしとなに歎(く)らむ白波も君がかたには心よせてむ (日本古典文学大系所収堤中納言物語・具あはせ)

○しらなみに心をよせて立ちよらばかひなきならぬ心よせなむ (同右)

○馬腹病歌

シラナミヲトリシノキミノミトカトニツナグワガムマタレカムドハム (袋草子・希代歌)

○その用光が、相撲の使に、西の国多くたりけるに、吉備の国のほどにて、沖つ白浪立ち来て、こゝにて、いのちも絶へぬべく見えければ、狩衣、かぶりなど、うるはしくして、屋形の上に出でゝをりけるに、白浪の舟漕ぎ寄せければ、その時、用光ひちりき取り出して、うらみたる声に、ゑならず吹きすましたりければ、白浪ども、をのくかなしみの心をこりて、かづけものどもをさへして、漕ぎはなれて去りにけりとなむ。さほどのことほりもなきものゝふさゑ、なさけかくばかり吹きゝかせけむもありがたく。又昔の白浪は、なをかゝるなさけなむありける。

(今鏡・むかしがたり第九)

○不偷盜戒

うき草の一葉なりとも磯がくれおもひなかけそ沖つしら浪

(日本古典文学大系所収新古今和歌集卷第廿一歌一 一九六三番)

○不偷盜戒

こえじただおなじかさしの名もつらしたつたの山の夜はのしらなみ

(新編国歌大観所収新勅撰和歌集卷第十歌一 一五番)

○又云、後嵯峨院御幸の時、弁内侍、小将内侍、御連歌のれうに御車にめされけり。為氏殿上人の時、御幸の御供にまゐられしに、すでに御車の出る程に、桜の枝を花がめにたてられたるを、をりてとられけるを御覽せられて、為氏が花をぬすむに連歌一つしかけよとおほせられければ、弁内侍、

しら波の立よりてをるさくら花

といひければ、

ちらしかけてぞにぐべかりける

とつけられたりける、とりあへぬ時分の狂句ながら、こまかに付たる、誠達者所存云々。

(日本歌学大系所収井蛙抄)

○澄恵僧都、いまだ童にて侍ける時、介錯しける僧、かみけづらんとて手箱をこひけるに、そのてばこうせにけり。いかにもとむれどもみえず。はや盗人のとりてけるなり。その時、このちごとりもあへずよみ侍ける。

しら浪の立くるまゝに玉くしげふたみの浦のみえずなりぬる

(日本古典文学大系所収古今著聞集・澄恵僧都童の時手箱の失せたる由を聞きて詠歌の事)

○家隆卿ノ子息ノ禅師隆尊ト云シ人、坂東コムカシコ修行シケルガ、或処ノ地頭ノ家ノ前裁ノ桜ノ花ヲ、一枝ヲリテ、ニゲムルヲ、主ミツケテ、「アノ法師トラエヨ。盗人ニコソ」トテ、コトハシクノムシリケレバ、冠者原、ヲワエテ搦テケリ。禅師、不祥ニアヒテ為方ナカリケレバ、「殿ニ、カク申給ヘ」トテ、

白波ノ名ヲバタツトモ義野川花ユヘシヅム身ヲバウラミジ

使者、シカハト云ヘバ、「ナ〔ハ〕ヲバナツケツ。只具シテ来レ」トテ、サマニモテナシ〔カシ〕ツキテ、

歌ナムド学問シケルトゾ。(日本古典文学大系所収沙石集・和歌ノ人ノ感アル事)

古今和歌集の例は、伊勢物語の筒井筒の段にも採られている。この歌は古来「しらなみ」に盗賊の意を持つか否かで解釈が分れている。先に掲げた松屋筆記にも「古今、伊物の、おきつしら浪たつた山とよめるも、必盗の事をよせつと見ゆ。」とあり、盗賊の意を考えている。古今和歌集の本歌の左注には、「ある人、この哥はむかし大和の国なりける人の女に、ある人すみわたりけり。(以下略)」としており、本歌が所謂「むかし歌」であることを示している。古今和歌集成立の延喜五(九〇五)年より更に古く訓読せられた形である「シラナミ」が盗賊の異名として使用

せられていたとなると、字音読せられた「ハクハ」が天慶三年の本朝文粹所収大江朝綱作「貞信公辞撰政准三宮等表」を初出とすることに比して、それより四十年以上以前、平安時代初期の末頃には使用せられていたことになるのである。

本歌の「シラナミ」が果して盜賊の意を有するのかどうかという問題は、ここで盜賊異名の成立時期を考究する上で重要な鍵となると考えられる。幸いに古今和歌集、伊勢物語は古註釈書が多く、更に本歌に触れた歌学書も多く残されている。そこで、これら古註釈書・歌学書を検討してみたい。

管見に入ったものうち、「シラナミ」を盜賊の意と見るものは源俊賴著「俊賴髓腦」をその始とするようである。次に引用する。

白波といふはぬす人をいふなり。立田山をおそろしくやひとりこゆらむとおほつかなさによめる歌なり。(日本歌学大系第一巻所収)

この「俊賴髓腦」に次いで盜賊の意を取るものは藤原教長の説である。この教長の説は藤原顯昭著「古今集註」に引用せられている。教長、顯昭両者の説をあわせ掲げる。

教長卿云、コトノアリサマ、奥ノ詞ニミエタリ。オキツシラナミトイヒテ、タツタ山トヨメルコムロエヌヤウナレド、浪タツトイハムトテ山ノ名ヲヨメリ。本体ノコムロハ白波トハ盜人ヲイフ。カムルオソロシキモノムタツタ山ヲ、ヒトリ君ガコユラムトナゲムルナリ。コレニヨリテ業平或人ト云是也ホカヘモマカラズナリニケリ。

顯昭云、白波ハ盜人ト云コトナレド、此歌ニテハ、カナラズシモソノコトヲオハズヤアリケムトモオボエハベリ。ヌスビトノタツタノ山ニイリニケリトヨメル歌ハ、屏風ノ画に、タツタ山ニテタバビトノ、ヌスビトニアヘルカタヲカキタレバヨメルナリ。(日本歌学大系別卷四所収)

「シラナミ」が盜人の意を含むものとして本歌を解釈している教長の説に対して、顯昭は「シラナミ」が盜人のこ

とを言う事実は認めるが、本歌は必ずしも盗人の意をもって解釈する必要はないという説をとっている。以後、藤原定家著「顯註密勘」も顯昭説を継承しており、それ以外の諸注もその路線を継いでいる。しかし、盗人の意をもって解釈する説が全く排せられた訳ではない。

このように本歌に関する古注積書・歌字書を見ると、本歌に盗人の意を含めて解釈するのは天永二(一一一一)年〜永久元(一一一三)年頃成立の俊頼髓腦以後のこととなり、院政期に入ってからということになるのである。

古今和歌集・伊勢物語の例は古注積書・歌字書によって検討した結果、訓読せられた「シラナミ」が盜賊の意で使用せられたという確例とはなしがたいのである。続いて先掲の用例を今少し検討してみたい。

口遊に収載せられる歌は袋草子にも採られている。但し、この歌は難解であり、現在でも解釈の上で問題が多いようである。「多礼加々止良牟」「タレカムドハム」との関係から見れば「志良奈美」「シラナミ」に盜賊の意があるのかもしれないが、何とも断ずることはできない。今はしばらくこの例は不確かな例として除外しておくことにする。堤中納言物語の「貝あはせ」の成立時期については、同物語の「逢坂こえぬ権中納言」成立の天喜三(一一〇五)年五月を基準にして、それと相前後して世にあらわれたものであらうとされる。この説に従うならば、天喜・康平(一一〇五三〜一〇六四)頃成立の物語中に盜賊異名「シラナミ」が使用せられていることになる。今鏡では海賊のことを「シラナミ」と称しており、嘉応二(一一一七〇)年の今鏡成立当時の盜賊異名「シラナミ」の使用例である。

以上のように各々の用例をその時代を観点として検討した結果、いくつかの問題点はあるものの、字音読せられた形である「ハクハ」が盜賊の異名として用いられるようになるのが、平安時代中期天慶三年前後の頃であり、訓読せられた形である「シラナミ」が盜賊の異名として用いられるのは、「ハクハ」に遅れること約百年、堤中納言物語に使用せられる例を確例として、平安時代後期天喜・康平年間の頃と考えられるのである。そして、古今和歌集・伊勢物語の「シラナミ」について付言するならば、「シラナミ」が盜賊異名として用いられるようになっていた院政時代

の知識をもって新たに古今和歌集・伊勢物語の「シラナミ」に盜賊の意が付与されたものではないかと解釈せられるのである。

五

本節では先に見てきた用例をもとにして、字音読せられた形である「ハクハ」、訓読せられた形である「シラナミ」が盜賊の異名として、どのような人々によって使用せられたものであるのかという点について考察を加えてみたい。かつて、色葉字類抄に登載せられた別名（本稿で言う異名）の性格について、古往来における使用量と使用場面との分析を通して考察したことがある¹⁴。それによれば、古往来において別名を使用するのは漢文学を背景とした文人色の濃い人々であると考えられた。その目で見えるならば、字音読せられた形である「ハクハ」が使用せられるのは、漢文学を背景とした文人によって始められると言えよう。初出の本朝文粹所収の表の作者である大江朝綱は、平安初期の文人学儒の誉高い大江音人の孫に当り、自身も承平四（九三四）年十二月に文章博士に任ぜられている。当然、後漢書における白波の故事にも精通していたと思われる。雲州往来の用例にしても、実に度々詩文の会を催している貴族達の情報を集めた本往来の性格を考えれば、漢文学を背景とした文人における使用であると認められるであろう。釈氏往来でも、対句仕立の漢文的表現や、本状の差出人が皇后宮亮であることから、やはり背景には漢文学を見ることが可能であろう。

このように、本邦に将来せられた後漢書を典拠として、白波を字音読した形の「ハクハ」が盜賊の異名として使用され始めたのは、平安時代中葉の漢文学の才高き貴族によると考えられ、その後もひき続いて漢文学を背景とした文人達によって使用せられたと考えられるのである。

これに対して、訓読せられた形である「シラナミ」は、その使用例のほとんどが和歌に見られることが特徴的であ

る。盜賊の意の「シラナミ」が和歌に用いられるということは既に日葡辞書に記述せられているが、興味深い問題である。

古今和歌集・伊勢物語の「おきつしらなみ」の場合、詠歌の時代には盜賊の意を有さなかつたであろうと考えられるが、この歌を解釈してゆこうとする後の歌壇の中で、「シラナミ」が盜賊の意であることを説いている点や、今鏡の例を除く他の用例が和歌中に使用せられるものである点は注目に値すると思われる。

今鏡は右に反して「シラナミ」が地の文に使用せられるものである。この今鏡に採られる説話（ここでは昔語としての説話であると考え）は、古今著聞集卷第十二・十訓抄下にも採られている。そこでは「シラナミ」とは表現されず、「海賊」という語が用いられている。又、教訓抄七には、「和爾部用光。筆策臨調子吹。海賊難ヲタスカリタリキ。」とあり、やはり「海賊」とする。他の文献に採られる本説話が「海賊」とされるのに対し、今鏡において「シラナミ」を用いているということは、今鏡作者にかかわる問題ではないであろうか。現在、今鏡作者は常磐三寂の一人、藤原為経であろうとする説が有力であるが、もし、この説が正しければ、今鏡作者の和歌に対する造詣の深さという点で、「シラナミ」と和歌との関係の密接さを考えさせられることとならう。

盜賊異名としての訓読せられた形である「シラナミ」が何故和歌と結びついたのかという理由について、論者は残念乍らその解答を用意することができない。唯、もともと和歌の題材として取扱ひ難い盜賊を堤中納言物語「貝あはせ」では、「貝」「潟」「寄す」のような縁語とともに「シラナミ」として詠い込み、今鏡では、押寄せてくる海賊を波との連想において「シラナミ」と表現しているという点から考えるならば、掛詞や縁語等、その表現技法に様々な連想を駆使する和歌制作の場において、従来から用いられていた「白い波」という意の「シラナミ」と、「盜賊」の意の「白波」が、和歌制作における常套手段としての連想の結果、結びつけられていったと考えられるかもしれない。

ところで、この盜賊異名としての訓読せられた形の「シラナミ」は、沙石集の例、つまり、禪師隆尊が詠んだ歌を地頭が聞いて感興を催すという内容であるが、これを見ると貴族階級のみならず地頭のような人々にも理解せられていたことが知られる。この地頭も和歌に関する教養は持っていたのであろうが、鎌倉時代中頃には知識として地頭階級の人々にまで広く普及していたと考えられる。しかし、「シラナミ」を盜賊の異名として用い始めた平安時代後期から院政時代極初期頃はどうであつたらうか。

堤中納言物語「貝あはせ」の二つの和歌は、屏風のうらに隠れた藏人少将が、少女達の観音に祈る姿を見て茶目氣を起し、自らを観音とも盜賊ともたとえて「シラナミ」を詠込んだ歌である。この場合、その歌を聞いた少女達が盜賊の異名として「シラナミ」を使うというをよく理解していたとしたら藏人少将は見付け出されてその場は大騒ぎになるところである。少将自身も歌を詠んでしまつてまずい事をしたと考えているが、結果的には騒ぎは起きなかつた。これは、少将のような成人男子の知識人にとって、「シラナミ」が盜賊の異名であることは常識であつても、少女達のような幼学、初学の者にとっては持合せていない知識であつたからだと考えることができる。このことは、源俊賴が時の関白藤原忠実の依頼を受け、その娘、後の高陽院泰子の為に述作した俊賴髓腦に「シラナミ」が盜賊の意であることを書記した点にも通ずるかもしれない。堤中納言物語の例や、若い女性の為の実作の手引用、つまり、未熟な者への教育目的で著された俊賴髓腦の例から想像をめぐらせば、平安時代後期から院政時代初期にかけて、盜賊異名としての「シラナミ」は歌壇を中心に、白波の故事を知る成人知識人よつて用いられる語であつて、若い幼学の人々には用いられなかつた、その意味で未だ広く一般的な知識として定着していなかつた語ではなかつたかと思われるのである。

これまでに盜賊の異名である白波（ハクハ・シラナミ）一語を取上げて、この語が本邦において何時頃盜賊の異名として使用せられるようになったのか。又、それが使用せられるのはどのような人々によるのかという事を中心に検討してきた。そして、盜賊異名として字音読せられた形の「ハクハ」が使用せられるのが平安時代中期中葉からであり、訓読せられた形の「シラナミ」が使用せられるのが平安時代後期以降であることを推定した。更に、字音読せられる形の「ハクハ」は漢文学を背景とした文人達によって使用せられ、訓読の形である「シラナミ」は和歌と密接にかかわっていることから、当時の歌人によって和歌の中に詠込まれることが多かったのであろうと考えた。

中国において成立していないと考えられた「盜賊||白波」という図式は本邦において何を契機として成立したのだろうか。単に当時の文人達によって、白波の故事を踏まえた上で新たに盜賊の意味での白波の用法が作り出されていったのか、それとも、そのような白波の用法を作り出すことに影響を与えた文献の存在等の外的要因によるものなのかという問題は解明し得ていない。このことは、白波とは別の他の様々な異名の成立とも関係付けて考察してゆく必要がある。更に目を異名だけに留めず、漢語研究という方向に転ずれば、唐土における漢語の用法とは異なる用法が本邦で生ずる場合、その用法がいつ、どのような人々の手によって、どのような文体において使用せられるようになったのかという問題を検討してゆかねばならないのである。本邦独自の用法があるのであれば、その用法の成立等が個々の漢語そのものの問題なのか、或いはそれら漢語の間に何らかの共通性が認められるのかという点も考えてゆかねばなるまい。

注

(1) 検索した文献は次下の通りである。

謝靈運詩索引(興膳宏編) 文選索引(斯波六郎編) 玉台新詠索引(小尾郊一・高志眞夫編) 孟浩然詩索引

(中国學術考究會編) 王昌齡詩索引(芳村弘道編) 李白歌詩索引(花房英樹編) 王維詩索引(京都大学中

國語学中国文学研究室編) 杜詩引得(哈佛燕京学社引得特刊) 岑參歌詩索引(新免恵子編) 柳宗元歌詩索

引(前川幸雄編) 李商隱詩索引(早稲田大学中国文学会李商隱詩索引編集班編)

これらのうち李白歌詩・杜詩を除いて白波の用例は拾えない。

- (2) 紀長谷雄のこの詩序によると、貞観十四(八七二)年、文章博士巨勢文雄が講じはじめ、元慶元(八七七)年に巨勢文雄が左少弁に移った為に一時中断したが、菅原道真により元慶三(八七九)年から再び講ぜられるようになり、元慶五年四月に講じ終られたことが知られる。

- (3) 書陵部蔵後漢書大永二(一五二二)年・享祿三(一五三〇)・四年点には師説が書込まれている。師説が平安初期の貞観・元慶の頃に成立しまとめられた形を伝えており、大学寮の師の講説と解せられた小林芳規先生の説(『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』六七七頁以降)によっても知られる。

- (4) 用例は、三保忠夫・三保サト子編『雲州往来』享祿本 研究と総索引 本文・研究篇(昭和五十七年三月、和泉書院)より引用したものである。

- (5) 青木伶子編『広本略本方丈記総索引』(昭和四十年十月、武蔵野書院)による。

- (6) 『真名本曾我物語』(昭和四十九年十月二十日、勉誠社)から用例を採る。

- (7) 小沢正夫・後藤重郎・島津忠夫・樋口芳麻呂共著『袋草紙注釈 上』(昭和四十九年三月、塙書房)。

- (8) 榊原邦彦他編『今鏡 本文及び総索引』(笠間索引叢刊85、昭和五十九年十一月)。

- (9) 但し、白波の典故については後漢書をそれにあてぬ註釈がある。例えば、毘沙門堂本古今集註は後漢書の他に文選を上げているが、この文選出典説は誤りであろう。又、細川幽齋は伊勢物語闕疑抄の中で「ぬす人を白波と

いふは、莊子よりおこれり。」と言う。

- (10) 現代の注釈書類等の中では、小林忠雄氏（「国文学」四卷十三号、昭和三十四年十一月）、南波浩氏（日本古典全書『伊勢物語』補注、昭和三十五年七月）、森本茂氏（『伊勢物語全釈』昭和五十六年七月）が盗人の意を含めて解釈せられる。

- (11) 源俊頼の父経信を作者名として有する「和歌知頭集」においても「シラナミ」を盗人の意を含めて解釈する。しかし、本書が鎌倉時代に成立したものであり、作者として源経信に仮託せられたものであるとされる現在、古註釈書における「シラナミ」盗賊」説は俊頼髓腦を最古のものと考えるべきであらう。

- (12) 注（7）文献、五一五頁。

- (13) 鈴木一雄『堤中納言物語序説』三一〇頁、昭和五十五年九月、桜楓社。

- (14) 拙稿「色葉字類抄における別名の性格―古往来における使用量と使用場面の分析を通して―」鎌倉時代語研究 第八輯、昭和六十年五月。

- (15) 続群書類従巻第五百廿九所収。ルビは省略した。

〔補註〕

本邦に於いて「白波賊」という形で文献に見られるものに治承五（一一八一）年の次の例がある。

宣旨。肥後国住人藤原高直。頃年以來。恣振武威。忽背皇化。非畜本住之州郡。既及傍国之郷土。偏任狼戾之心。旁成烏合之群。加之海路設白波之賊徒。陸地結緑林之党類。不_レ論_二庄公_一。奪_二取_一乃_レ貢。

（新訂増補国史大系本朝文集所収「安徳天皇追討藤原高直宣旨」）

又、「白波」の字音読した形での例と考えられるものに次のものを見出した。

今日依院宣、仰海賊追討事、先注仰詞、内覽殿下、次院奏、次詣左府亭奉下之、即被返給下官、々々下知大夫史

了、

仁安二年五月十日 宣旨、

如聞、近日東山駅路、緑林之景競起、西海洲渚、白波之声不静、或奪取運漕之租税、或殺害往来之人民、論之朝章、如無皇化、宜仰權大納言平卿、令追討東山東海山陽南海道等賊徒、

藏人頭權右中弁平信範奉

(増補史料大成所収兵範記仁安二年五月十日)

〔附記〕本稿を成すに当って、小林芳規先生には終始様々に御指導賜った。又、森野繁夫先生、柳田征司、沼本克明両氏にも貴重なるご意見を頂いた。更に、妹尾好信、尾久田真弓、西本寮子各氏には有益な御助言を頂き、高永茂氏にも御助力頂いた。山田智恵子氏には何かとお世話頂いた。末筆ながら並べ記して謹んで深謝申し上げる。

(国語学国文学助手)

‘Hakuha and Shiranami’

--- The Origin of a Poetic Euphemism of Robbers

Takuji HARA

At the end of the Later Han dynasty, Chinese peasants rose up in the Yellow Turban Revolt. The Revolt was suppressed but the survivors occupied the *báibōgǔ* (白波谷) on the *xīhé* (西河) running southeast of *fēnchéngxiàn* (汾城县) in *shānxīshěng* (山西省) and looted the neighborhood. They were called ‘the robbers of *báibō* (白波)’ probably after the name of their base. These events were well-known to the Japanese from ancient times and traditionally since then in Japan, robbers have sometimes been known as ‘Hakuha’ (in Jion-doku style pronunciation) or ‘Shiranami’ (in Kun-doku style pronunciation).

The purpose of this article is to discuss the following three problems.

- (1) When did ‘Hakuha’ and ‘Shiranami’ begin to be used to mean a poetic euphemism of robbers?
- (2) Where did this usage come into existence, in China or in Japan?
- (3) Who in Japan used ‘Hakuha’ in Jion-doku style pronunciation and who used ‘Shiranami’ in Kun-doku style pronunciation?